

第 56 回広島県公共事業評価監視委員会 質疑応答概要

- 1 日 時 令和 7 年 10 月 31 日 (金) 14:00~15:05
2 場 所 県庁北館 5 階 収用委員会室
3 出席委員 竹田委員長、河合委員、藤原委員、宮野委員、渡邊委員
4 議 題 等 令和 7 年度再評価対象事業の審議について
5 担当部署 広島県農林水産局農林整備管理課技術管理グループ

TEL (082) 513-3635

広島県土木建築局土木建築総務課公共事業グループ

TEL (082) 513-3814

- 6 会議の内容 令和 7 年度抽出事業について

«質疑»

○委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、資料番号 2-1 から 1 事業ずつ順番に、質疑応答を行いたいと思います。それでは資料番号 2-1 について、ご質問があればお願ひいたします。

○A 委員

はい。

○委員長

お願ひします。

○A 委員

これは資料番号の 1 だけではなく、1・2・3 通して同じことを聞くわけですが、事業の完了予定という記載があります。

それぞれ河川の改修ということで、近年特に災害が大きいということで、非常に懸念されます。事業完了予定年度で、河川の災害などの懸念されることが、だいたい解消されるようなことでしょうか。

○河川課長

3 事業に通じて言えることですが、まずは河川整備のその期間で全て整備を終えることにより、対象洪水に対しては、その被害の解消を図っていきたいと考えております。そうした中で 2-2 と 2-3 になりますが、こちらは先ほどの説明と重なるのですが、近年すごく大きな被害を受けた川でございます。

そのようなことから、特定都市河川流域というものに指定しまして、これは国においても

優先的に事業配分されるようなもの、こういった事業を投入しながら、更なる早期効果発現に向けて取り組んでいるところでございます。

やはり、河川については県内の数も多いですし、区間も長いわけでございますので、こういった被害の状況も踏まえながら、早期効果発現、そして早期の解消、被害があったところについては少しでも安全安心になるような形で、事業を進めてまいりたいと考えております。

○ A 委員

はい。

○ 委員長

他にございますでしょうか。

○ D 委員

よろしいでしょうか。

○ 委員長

お願いします。

○ D 委員

ご説明ありがとうございました。資料の4ページの図の読み方を教えていただきたいのですが、全体延長が6,000メートル、6キロメートルということで、これが改修延長ということだと思うのですが、整備計画を立てる所と立てない所があって、例えばこれは尾道松江線だと思うのですが、そこと河川がクロスするところは整備計画を立てないと読み取れます。

この整備計画を立てる所と立てない所の違いが何なのか、ということを教えていただきたいです。

○ 河川課長

まず全体計画延長、河川を安全に流下させるための区間として定めます。

その中で、既に断面があるところについては改修の必要がない、ということで整備区間から外しておりますけれども、例えば護岸を整備して川を広げていく、あるいは河道を掘削していく、そういう箇所については整備区間として距離にあがっており、総トータル6キロメートルという表示とさせていただいております。

○ D 委員

ありがとうございます。ということは、特に整備はしないけれども、その区間に入っている部分があるという理解でよろしいですかね。

○河川課長

今の区間に入ってないところは、自然の状態で川が広かったものと、ご理解いただければと思います。

○D委員

わかりました。

○委員長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○B委員

よろしいですか。

○委員長

お願いします。

○B委員

資料2-1ですと、1ページ目「事業概要」の「②全体事業費」の（現在）で、82.2億で括弧して68.5とありますが、この括弧内が工事諸費を除いた事業費ということなのですが、資料2-2とか2-3を拝見すると、そちらはこのような事が書かれていないのは、これは何か理由があるものなのですか。

○河川課長

マニュアルの変更によるもので、現在は工事諸費を除いた事業費ということで提示するようになっております。以前は工事諸費を入れたもので提示していたので、比較できるように括弧内で記載させていただいています。

○B委員

ということは、2-2とか2-3は、未だそれに来てないということなのですか。

○河川課長

あらかじめ、諸費を除いた状態で挙げさせていただいているという状況です。

この御調川につきましては、過去にも数回再評価させて頂いているのですが、その時に提示させて頂いていた全体事業費は、諸費込みで書いていたという事情があるので、それらと比較した時に煩雑になってしまうので、今回2-2、2-3と同じようなものと比較できるように、括弧書きで記載させて頂いています。

○B委員

わかりました。2-2、2-3で書かれている事業費は、2-1で言うと括弧内の数値ということですね。ありがとうございます。

○委員長

ありがとうございます。他にありますか。

私から一つ言わせてください。現時点での進捗率が11.1パーセントということで、前回の令和2年ですね、5年間で5パーセントの進捗率ですが、今後、14、5年あるのですが、このペースではなかなか追いつかないような気がします。これから見通しというのは、いかがなのでしょうか。

○河川課長

特に近年、本県では平成30年7月豪雨に始まり、先ほどご説明させて頂いた令和3年7月豪雨でも甚大な被害を受けており、そちらを優先的に実施するということで進めさせて頂いております。残りにつきましても、優先順位をつけながら引き続き事業を進めたいと考えています。

○委員長

分かりました。そういう事情があって、数字の上では遅くなっているということですね。

よろしいでしょうか。今、全体的なご質問がありましたけれども、続いて資料2-2に参りたいと思います。

○D委員

よろしいでしょうか。

○委員長

お願いします。

○D委員

逆にこれはかなり事業が順調に進んでいて、経過3年で事業費ベースの進捗率24.6パーセントということだと、「令和23年度までかからなくても、できるのではないか」と素人目には思ってしまうのですが、本工事の進捗はそんなに高くないですし、用地の補償も残っていますので、それはこれから時間がかかるのだろうなというものの、かなりこの多治比川は安芸高田市で甚大な被害があるので、この目標に向けて引き続きご尽力頂ければなと思います。

もしできたら前倒しして頂けると、もっといいかなと思った次第でございます。

以上でございます。

○委員長

コメントございますか。

○河川課長

多治比川は、令和3年8月豪雨を契機として始めた事業で、事業的には特定都市河川流域に指定するということで、かなりハード対策が進みやすい、加速が図られる事業を導入しているところでございます。

そういうことから、かなり進捗率は良くなっていますけれども、引き続き頑張って整備して参りたいと考えております。

○D委員

ありがとうございます。

○委員長

2-2につきまして、他にございますでしょうか。

○委員長

よろしいですか。ちょっと私から。

コスト削減のところですけれども、「橋梁・堰の設計について、経済的な工法を検討」されるということですが、具体的にはまだこれから設計に入る話でしょうか。

○河川課長

2パターンございまして、既に工事に入っているところもございます。

そういうところで、統合といった形のところもございますし、近年田畠の減少というところもございますので、今地域とも話し合いを重ねており、堰が本当に必要かどうか、若しくは統合等についても検討を重ねているところでございます。

そういうことで、コスト縮減を図って参りたいと考えております。

○委員長

これから、設計・発注段階で検討していくということですか。

○河川課長

今検討中のものと既に統合の検討が完了し工事を行っているものもございます。

○委員長

分かりました。ぜひ、コスト削減もできればと思いますね。

他、ございますでしょうか。よろしいですか。

では次の本川ですね、資料2-3につきましてご質問ありますでしょうか。

○D委員

委員長、よろしいでしょうか。

○委員長

お願いします。

○D委員

この本川につきましては、地図で見ても、またご説明頂きましたとおり市街地の真ん中を通っており、浸水被害があると大変です。もちろん、河川側の掘削等の対策も必要なのですが、併せてこの下水道を整備することが重要なと思っております。

下水道整備の事業主体は市ですかね。そうすると県と市と連携をとって、おそらく下水道整備は結構大変だと思うのですが、河川改修に合わせて一生懸命、市の方にも下水道整備を進めていただくことになると思います。

市との連携状態はどんな感じか、教えて頂けますでしょうか。

○河川課長

委員のおっしゃられたとおり、竹原市で川にポンプで排水するような事業を進めて頂いているところでございます。

こちらの方も私どもの河川事業と連携しており、概ね順調に進んでいるところでありますので、両方が出来上がる頃には、内水被害の軽減も含めて図られるものと考えております。

○D委員

ありがとうございます。

○委員長

他、いかがでしょうか。

私の方から。事前説明の際にご質問をさせて頂いて回答も頂いたのですが、2番と3番につきまして、同じような工事ですが、B／Cが大きく違うという理由をご説明頂ければ、委員の方もご理解いただけるかと思うのですが。

○河川課説明員補助

B／Cの方に差が出る主な要因としては、総便益が大きく違うというところがあります。多治比川の方は2,894億円に対して、本川の方は58億円ということになっています。

この大きな差が出る要因というところですけれども、まず本川の方は、掘込河道といって築堤ではなくて河道が掘込であるために、溢れてもあまり大きな浸水深にならないというところがあります。一方多治比川の方は、築堤で実際に令和3年の被害の時にも破堤しており、浸水深が非常に高い、1メートル以上3メートルぐらいになるところもあり、被害の額が非

常に大きく変わってくるというところがございます。

そういったことから、総便益に大きな差が出ていまして、それに伴ってB／Cが非常に大きく異なるということになっております。

○委員長

ありがとうございます。同じ補足説明を事前に聞いて、なるほどと思ったのですけれども、今のご説明でB／Cが決まっているということですね。構造形式によって違うわけですよね。わかりました。

○委員長

C先生、お願いします。

○C委員

今のご説明は、それぞれ4ページにある横断図を見たらなんとなくわかるのですかね。

○河川課説明員補助

まず多治比川の方ですね、4ページでございます。

川から宅地側の方があまり図面上見えてないですが、多治比川の方は堤防のような形になっており、この図面でいきますと、川の左右に護岸があるのですが、護岸の裏側の方は土地が低い状況になっております。

一方、本川の4ページ目に横断図をつけておりますが、向かって左側の護岸を整備するようにしておりますけれども、本川の方は、護岸の高さのところが、地盤の高さになっているという状況でございます。この高さに家が建っています。

一方の多治比川は、堤防のようになっているので、一段下がったところの地盤に家が建っている状況でございます。

以上です。

○C委員

B／Cの先ほどの総便益ですけれども、住家がたくさん建っているから、B／Cで大きい被害額が算出されるわけですよね。

○河川課長

2つ要因がございまして、1つには、当然戸数が増えれば、それだけ被害額は大きくなるということでございます。

もう1つには、床上と床下、この差が現にすごく大きな額が変更する要因がございまして、床上にまで行ってしまうと一気に被害額が上がってくるような状況にございます。

そういったことから、堤防構造になっていて浸水深が深くなれば、それだけ被害額が大きくなるという傾向があるといったところでございます。

○委員長

よろしいですか。

では最後の2-4のほうは場整備事業ですね、これについてご質問ありますでしょうか。

○A委員

はい。

○委員長

お願いします。

○A委員

この地域の担い手の方、戸数とか、組合を作つておられるのかどうか、どれくらいの規模かをお聞きしたいと思います。

それと写真を見る限り、これは水田ということですかね。

○農業基盤課長

担い手さんは今、個別農家とアグリタウン東高屋という法人が1社おります。

戸数としましては115戸ぐらいの方が参加されていると思います。

また、これはメインが水田で、今後一部は汎用化ですね、どっちでもできるように整備していきたいと思っています。

○A委員

こういった事業というのは、年数が伸びても困るので、完了予定年度には完了ができるように思います。

それと埋蔵文化財の発掘調査で増えたということですが、どれくらいかかりましたか。また、内容はどのようなものだったのですか。

○農業基盤課長

縄文時代・弥生時代とか、色々なものが混ざっていたみたいで、3ヶ所ほど試掘して出てきたので、それを記録・保存するという調査を行います。発掘調査費用は2億円かかる予定です。

どちらかというと、工期がそれに引っ張られているところもあります。

そこを外しながら、ほ場整備をしていくのですけれども、それにしても結構ばらばらなので、調整しながら進めております。

○A委員

はい。

○委員長

他、ございますでしょうか。

○委員長

よろしいでしょうか。

費用の増加はわかりましたけれども、私が聞き漏らしたかもしれません、便益増加はどういう理由からでしょうか。約倍になっています。

○農業基盤課長

営農経費節減効果ですが、機械の状況は法人が当初いましたので、共同利用を想定した機械規模で一旦弾いていました。

実際、計画変更の時点で聞き取りますと、法人の構成員、各農家がそれぞれの小型機械を使っていることがわかりましたので、現況の台数と規格を少し見直しをかけております。

その中で、小区画から大区画での運転経費の中に差が生じ、それに面積をかけて営農経費節減効果が増えている状況でございます。

法人が共同で持っている大きな機械で経費を出せば安く済むのですが、実際は構成員の方がそれぞれ営農していたというのがわかりまして、そこの見直しをかけたというところです。

○委員長

もともとのやり方が過大評価していたわけですね。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○B委員

よろしいですか。

○委員長

お願いします。

○B委員

今の件なのですから、それで便益が倍になるというのは、どういうことなのですか。費用が減りそうだというのなら、わかるのですけども。

○農業基盤課長

各個人さんが機械を使えば、時間がすごくかかりますが、共同機械で行えば、時間が短縮できます。

○B委員

私もそれを事前で質問させて頂いたのですけれども、大型機械を使用の前提で出していったものが、実際は個別だったということですね。

○B委員

そちらの方が、便益が上がるということなのですか。

○農業基盤課長

個別の小さい機械の場合は時間がかかりますので、現況が大きくなつて計画がもっと時間が下がりますので、差が大きくなります。

もともと共同で、実際法人さんは持つているのですけれども、小さい区画なので、それが全て回せなかつたということです。

○B委員

そういうことですね。分かりました。

○委員長

差が大きくなつたというか、効果が大きいという見方なのですね。

だから、当初の算定が過大評価していたわけですね。

○B委員

そういうことですか。

○委員長

私も最初はわからなかつたのですけれども。

だからやはり、その最初のその評価、そこが大切です。

○農業基盤課長

そうです。

○委員長

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。では、次に参ります。

『意見交換』

○委員長

続きまして、意見交換を行いたいと思います。この意見交換の終了後には、1事業ずつ事業継続の妥当性について、委員会としての評価を行いたいと思います。

つきましては、これに先立ち、各事業を継続することについてどのように考えられるか、委員の皆さんのご意見をお聞かせください。

○D委員

委員長、よろしいでしょうか。

○委員長

お願いします。

○D委員

多治比川と本川で今回採択されている、特定都市河川浸水被害対策推進事業、これに採択されると、しっかりとお金がついて比較的早く事業が進められるようなスキームの事業になっているのでしょうか。

○河川課長

委員のおっしゃるとおりです。

はじめに特定都市河川流域の指定というものを行います。

こちらは法改正によって近年採択が比較的されやすくなったというか、投入しやすくなつたような事業も含まれていまして、この指定をすると例えば雨水浸透阻害行為ということで、区域の中の 1,000 平方メートル以上に対して土地の形状を変えたりする場合には、今までと流出を変えないような処置が求められると同時に、併せて 1 つの項目としては事業の加速化が図られるものがございます。

その中の事業メニューとして、今おっしゃられた事業がございまして、それを投入している関係上、進度もいいということになっております。

○D委員

どうもありがとうございます。

それは流域の土地利用のコントロールも含めて、この流域指定をすることで、もちろん事業も進むし、その土地利用もうまくコントロールできるという、その辺はセットで動かしていける感じなのですかね。

○河川課長

ちょっと離れるかもしれません、近年やはり気候変動によって、なかなか河川事業だけでは対応しにくいという実情がございます。

そういうことから流域治水ということで、流域全体であらゆる関係者がやっていこうというようなことがございます。

その一環として、法的な枠組みを活用すれば実効性が高まるということで、特定都市河川流域というのを指定しております。

その中の事業ということになりますので、かなりいい事業ということになっております。

○D委員

ありがとうございます。

○委員長

ありがとうございます。

○B委員

よろしいですか。

○委員長

どうぞ。

○B委員

今の件で、特定都市河川というのは一級河川が中心じゃなかつたですかね。今回のところは二級河川ですよね。二級河川でも指定されているというのは、何か県の方から働きかけのようなことがされているのですか。

○河川課長

要綱に該当すれば二級河川でも指定できます。

○B委員

そうなのですか。

○河川課長

一級については、基本国が指定しますが、二級は県管理河川ですので、県で指定します。

○B委員

県の方でも指定するのですか。

○河川課長

ちなみに一級でも、県管理河川だけを指定する場合には、県の指定になります。でも、流域で指定することが多いので、今の江の川・多治比川については、江の川上流域として指定されておりますので、国の指定ということになっております。

○B委員

ありがとうございます。

○委員長

今は妥当性についてご意見いただきたいと思います。

今のも参考にして、特定という指定されているからには、やらないといけない事業ですの
で進めていただく妥当性はあるのかなと思いますけど。

ちなみに1番はどういう指定といいますか、何かあるのでしょうか。

○河川課長

御調川の方は、通常事業としてやらせていただいているところでございます。

○A委員

よろしいですか。

○委員長

はい。

○A委員

どの事業も国・県・市とか負担割合が決まっているわけですが、工事費がかさむ・増える
といった場合に、負担率が変わってくることはないですか。それとも、原因によって負担割
合が少し変わってくることがありますか。

事業費が増えている場合に、負担率の決まっているものは絶対変わらないのか。または、
さっきの埋蔵物の場合にはどうなるのでしょうか。

○農業基盤課長

事業費増に関しての基本的な国・県・市・町・地元の負担率は変わりません。

埋蔵文化財に対しては、文化庁と覚書を交わしており、農水省が地元負担分に関しては減
免をしております。文化財調査に関わる地元負担分は、減免措置をとるということなので、
地元負担がかからない状態になっております。

○A委員

なるほど。

○河川課長

河川事業におきまして事業費が大きくなっても、負担率が変わることはございません。

○委員長

他、ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

«妥当性の評価»

○委員長

では、ご意見が出尽くしたようでございますので、これから委員の皆様のご意見を踏まえまして、事業継続の妥当性について評価を行いたいと思います。

まず、資料2-1 一級河川芦田川水系御調川につきまして、継続実施が適当であると判断いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○委員長

ありがとうございます。

○委員長

続きまして、資料2-2 一級河川江の川水系多治比川につきまして、継続実施が適当であると判断いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○委員長

ありがとうございます。

○委員長

資料2-3 二級河川本川水系本川につきまして、継続実施が適当であると判断いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○委員長

ありがとうございます。

○委員長

資料2-4 東高屋地区のほ場整備につきまして、継続実施が適当であると判断いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○委員長

ありがとうございます。

4 事業とも継続実施が適当であるということで、判断したいと思います。

«意見書取りまとめ»

○委員長

それでは、本日の説明や議論を踏まえまして、意見書を取りまとめたいと思います。

なお、本来であれば、再度、委員会を開催しまして、意見書の内容について審議を行う必要がありますが、本年度は再度委員会を開くのが、日程的に難しいようですので、後日、事務局から意見書への御意見を伺うということで、委員の皆様よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○委員長

ありがとうございます。

では、今後の進め方ですが、まずは、事務局のほうで、意見書の取りまとめ、お願いいいたします。

これをもとに、意見書の委員長私案を、11 月中を目途に作成いたしますので、委員の皆様には、後日、事務局を通じて、これを確認して頂きたいと思います。

そのうえで、皆様の了承を頂けるようであれば、正式な意見書として知事に意見具申をしたいと思います。

では、これで本日の議事は、すべて終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

«閉会»